

京都市ホームレス結核健診事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）に対して結核健診の機会を提供することにより結核を早期に発見し、早期の治療につなげるとともに、結核のまん延を防止することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、保健所とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、京都市を起居地とするホームレスのうち、結核健診の受診を希望する者とする。

(実施時期)

第4条 本事業は、下京区役所健康長寿推進課における「胸部検診（結核・肺がん検診）」（以下「胸部検診」という。）の実施日のうち、本事業のための専用枠を設け、実施する。

2 本事業は、前項に規定するもののほか、保健所長の判断で実施することができる。

(実施内容)

第5条 本事業において実施する内容は、次に掲げるものとする。

(1) 結核に関する相談

医師・保健師等による結核相談を行う。

(2) 胸部エックス線撮影

胸部エックス線デジタル撮影を実施する。

(3) 精密検査

前号の撮影の結果、精密検査の受診が必要と認めた者に対して、医療機関を紹介する。

(費用)

第6条 本事業の利用に係る費用は、無料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。